

プラスワン通信

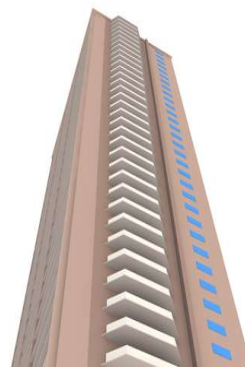
<平成29年度税制改正大綱>

平成28年12月22日、税制改正大綱が閣議決定されました。不動産関連の税制改正のなかでは、とりわけタワーマンションにかかる「固定資産税」「不動産取得税」の改正に焦点をあててみました。

タワマンにおける税制改正

保有しているあいだ課税される「固定資産税（都市計画税も同様）」、購入した際に課税される「不動産取得税」の税額について按分方法を採用。ポイントを以下のとおりまとめました。

- 高さ60mを超えるタワーマンションについては、固定資産税額を階層によって補正する。（階が高くなるほど税額が高くなる）
- 1階を100とし、階1つ増える毎に、10を39で除した数を加えた数値とする。
- 天井の高さ附帯設備の程度等に著しい差違がある場合は、差違に応じた補正。
- 平成30年度から新たに課税されることとなる建築物（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く。）について適用。



まだまだ使える相続税対策？

タワーマンションの最近の取引価格の傾向を踏まえたうえでの税制改正と捉えられます。今回は、固定資産税と不動産取得税の改正となりましたが、将来的にはタワーマンションにかかる相続税などの別の税制が改正される可能性もゼロではなく、今後の税制改正に注視していきたいところです。特にタワーマンション保有は相続税対策に有効であることは周知であり、今回の改正では大きな影響はないものの、将来的にメスが入る可能性もあり、対策を備えるべき時かも知れません。（庄司）

株式会社プラスワン
〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-9-11 石川COビル5階
TEL:03-3255-2305/FAX:03-3255-2306

お気軽にご相談ください

TEL: 03-3255-2305

Mail: info@kkplus1.com